

誘導灯の設置

誘導灯の設置について

昭和49年12月2日消防法施行規則第28条の3改正新基準により大形・中形・小形誘導灯の設置場所が明確にされ、昭和50年1月1日より防火対象物に新誘導灯設置基準が施行されております。

誘導灯・誘導標識を取付けるよう義務づけられている建物（消防法施行令第26条 消防法施行規則28条の3）

区分	防火対象物 ○印は特定防火対象物	避難口誘導灯				通路誘導灯(室内、廊下)		客席誘導灯	誘導標識							
		設置場所				建物の対象部分	階の床面積 100㎡以上			階の床面積 100㎡未満						
		イ、ロ		ハ、ニ												
		延べ面積 100㎡以上	延べ面積 100㎡未満	延べ面積 100㎡以上	延べ面積 100㎡未満											
1	① 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	全 部	大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	小 形	全 部							
	② 公会堂又は集会場							中 形								
2	① キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これに類するもの							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	中 形	全 部
	② 遊技場又はダンスホール														中 形	
3	① 待合、料理店、その他これに類するもの							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	中 形	全 部
	② 飲食店														中 形	
④	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	中 形	全 部
	旅館、ホテル又は宿泊所														中 形	
5	□ 寄宿舎、下宿又は共同住宅							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	小 形	全 部
	●地階 ●無窓階 ●(地上11階以上)														小 形	
6	① 病院(診療所又は助産所)							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	小 形	全 部
	老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子寮及び児童厚生施設を除く)、身体障害者更生援護施設(身体障害者を収容するものに限る)又は精神薄弱者援護施設														小 形	
	② 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校														小 形	
7	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校、その他これに類するもの							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	小 形	全 部
	② 図書館、博物館、美術館、その他これに類するもの														小 形	
8	① 公衆浴場のうち、トルコ浴場、サウナ浴場その他これに類するもの							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	中 形	全 部
	□ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	小 形														
9	① 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る)	全 部	大 形	中 形	中 形	中 形	全 部	中 形	全 部							
	② 神社、寺院、教会、その他これに類するもの							中 形								
12	イ 工場又は作業場	●地階 ●無窓階 ●(地上11階以上)	小 形	小 形	小 形	小 形	全 部	小 形	全 部							
	□ 映画スタジオ又はテレビスタジオ							小 形								
13	イ 自動車庫又は駐車場							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	小 形	全 部
	□ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫														小 形	
14	倉庫							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	小 形	全 部
	前各項に該当しない事業所														小 形	
16	① 複合用途防火対象物のうちの一部が1項から4項まで5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの							全 部		大 形	中 形	中 形	小 形	全 部	中 形	全 部
	□ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物														小 形	
16の2	地下街							全 部		大 形	大 形	中 形	中 形	全 部	中 形	中 形

全 部
ただし、避難口誘導灯、通路誘導灯を設置したとき、その有効範囲内には誘導標識を設置しなくてもよい。

- 注 1. [全部]とは、その建物のどの階にあって設置。[地階]とは、その建物の部分だけに設置。[11階以上]とは、その建物の11階以上の部分だけに設置。
[無窓階]とは、建築物の地上階の内避難所および、消火活動上有効な開口部を有しない階のことで、10階以下の階では、直径1m以上の円が内接する開口部又は、巾75cm以上高さ1.2m以上の開口部を2以上有する普通階〔直径50cm以上(避難開口部)の円が内接する開口部の面積の合計がその階の床面積の合計の1/5をこえる階〕以外の階をいうが、その有効な開口部は次の条件に合うこと。
(1)床面から開口部の下面までの高さは1.2m以内であること。(2)開口部は道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空面に面していること。(3)開口部は内部から容易に避難できるとともに外部からも開放又は容易に破壊することにより進入できること。(4)開口部は開口のための常時良好な状態に維持されていること。
2. 表中の大形、中形、小形の表示は「以上」の意味で [中形] は大形・中形、[小形] は大形・中形・小形である。

